

返戻金制度について

NOAHRDS 合同会社

許可番号：28-ユ-301290

弊社の紹介により就職した者が入社後一定期間内に、本人の都合又は本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、弊社は求職者に関して受領した紹介手数料を雇用期間に応じて以下の通り返還料率を定め、求人者に返還するものとします。

なお、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

2週間未満の場合	手数料額の100%
2週間以上1ヶ月未満の場合	手数料額の80%
1ヶ月以上3ヶ月未満の場合	手数料額の50%